附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第四十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「三一、六二一人」を「三一、五五四人」に改め、同表合計の項中「三一、七二一人」を「三一、六五四人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の厚生労働省定員規則第一条の規定にかかわらず、本省の定員は、平成二十九年六月三十日までの間においては、三一、五五五人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。

○厚生労働省令第四十四号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第四項、第十八条第三項、第二十一条第三項及び第二十三条第二項並びに厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百五十三条第二項、第百三十八条第二項及び第百四十条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「医療イノベーション推進官」を「医療イノベーション企画官」に改め、同条第一項中「医療イノベーション推進官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を「医療イノベーション企画官」に改め、同条第五項中「医療イノベーション推進官」を「医療イノベーション企画官」に改める。

第十一条の見出しを「（医療安全推進室及び医療政策企画官）」に改め、同条第一項中「医療政策企画官及び医療安全推進官それぞれ一人」を「医療安全推進室及び医療政策企画官一人」に改め、同条第三項を削り、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　医療安全推進室は、保健医療の普及及び向上に関する事務（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）のうち、医療の安全に関する調査、企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　医療安全推進室に、室長を置く。

第三十一条の見出し及び同条第一項中「調査官」を「過重労働特別対策室並びに調査官」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　過重労働特別対策室は、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止のための監督指導に関する事務をつかさどる。

3　過重労働特別対策室に、室長を置く。

第三十八条第二項第一号から第三号までの規定中「関すること」の下に「（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）」を加え、同条第四項中「関する事務」の下に「（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）」を加える。

第六十四条第一項中「十三人」を「十二人」に、「九人」を「八人」に改める。

第六十五条の見出し中「及び心の健康支援室」の下に「並びに地域移行推進官」を加え、同条第一項中「及び心の健康支援室」の下に「並びに地域移行推進官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同条に次の一項を加える。

6　地域移行推進官は、命を受けて、障害者の保健の向上に関する事務（企画課の所掌に属するものを除く。）のうち、精神障害者の退院による地域における生活への移行の促進に関する企画及び立案並びに調整に関することを行う。

第六十九条第二項中「業務（」の下に「高齢者医療関係業務及び」を加える。

第百三条中「一人」を「二人」に改める。

第百八条の三第一項中「成田空港検疫所」の下に「及び関西空港検疫所」を加える。

第五百三十八条第一項中「九人」を「八人」に改める。

第五百七十七条中「及びインフルエンザウイルス研究センター」を「、インフルエンザウイルス研究センター及び薬剤耐性研究センター」に改める。

第五百八十七条各号列記以外の部分中「、日和見感染症及び薬剤耐性菌に起因する感染症」を「及び日和見感染症」に改め、同条第二号中「細菌ワクチン」を「細菌製剤及び抗毒素製剤」に改め、「並びに抗菌性物質及びその製剤（抗生物質医薬品に限る。）」を削る。

第五百九十条第一項中「、感染症」の下に「その他の特定疾病」を加え、同条に次の二号を加える。

三　予防、治療及び診断に関する生物学的製剤の生物学的検査及び検定（エンドトキシン試験に係る部分に限る。）並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

四　予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（抗毒素製剤に限る。）の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと（他部の所掌に属するものを除く。）。

第六百三条の次に次の一条を加える。

（薬剤耐性研究センターの所掌事務）

第六百三条の二　薬剤耐性研究センターは、薬剤耐性病原体に起因する感染症（ウイルスに係るものを除く。）に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一　病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレファレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。

二　抗菌性物質及びその製剤（抗生物質医薬品に限る。）の生物学的検査及びこれらの医薬品の生物学的検査に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

第七百十条の八第一項中「三人」の下に「（東海北陸厚生局にあっては、うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとし、九州厚生局にあっては、うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、「地域医療保険監査指導官二人」の下に「（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加える。

第七百二十二条第一項第一号ロ中「東北厚生局」の下に「及び中国四国厚生局」を加える。

第七百八十五条中「地方訓練受講者支援課」を「訓練課」に、「地方訓練受講者支援室」を「訓練室」に改める。

第七百八十六条第一項第三号中「地方訓練受講者支援課並びに地方訓練受講者支援室」を「訓練課並びに訓練室」に改める。

第七百八十八条の三（見出しを含む）中「地方訓練受講者支援課」を「訓練課」に改める。

第七百八十八条の四（見出しを含む）中「地方訓練受講者支援室」を「訓練室」に改める。

第七百九十三条第一項中「行わないもの」の下に「し、当該公共職業安定所の管轄区域の全部又は一部が別表第五の日雇労働者の職業紹介（次項第二号及び別表第五において「労働職業紹介」という。）及び港湾労働者に係る職業紹介に関する管轄区域の特例の公共職業安定所名欄に掲げる公共職業安定所の同表の管轄区域欄によって示される管轄区域と重複する場合は、当該公共職業安定所は、その重複する管轄区域に係る次項第一号及び第六号に掲げる公共職業安定所が行う事務を行わないもの」を加える。